

改正

平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号

平成一六年三月二三日三重県規則第八号

平成一七年三月七日三重県規則第九号

令和二年三月三十一日三重県規則第三四号

令和二年一二月一五日三重県規則第八六号

令和四年三月二八日三重県規則第一五号

三重県公衆浴場法施行細則をここに公布する。

三重県公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則（昭和二十三年三重県規則第九十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行規則」という。）及び三重県公衆浴場法施行条例（平成七年三重県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第二条 施行規則第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 二 公衆浴場の構造設備の仕様書及び平面図
- 三 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
- 四 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径二百八十メートルの地域内の見取図
- 五 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し

2 浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者が前項の申請書を提出するに当たっては、施行規則第一条第三号から第五号までに掲げる事項（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することが

できる。

- 3 法第二条第一項の規定による営業の許可を受けた者から当該浴場業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、第一項第二号から第五号までに掲げる書類（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の書類）の内容に変更がない場合はそれぞれ当該書類の添付を省略することができる。
- 4 法第二条第一項の規定による営業の許可を受けた者から当該浴場業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。

（許可証の交付）

第二条の二 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、第一号様式の二による許可証を申請した者に交付しなければならない。

（相続の場合の承継の届出）

第三条 施行規則第二条第一項の相続による営業者の地位の承継の届出は、第二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（合併の場合の承継の届出）

第四条 施行規則第三条第一項の合併による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄付行為の写しを添えて、届け出なければならない。

（分割の場合の承継の届出）

第四条の二 施行規則第三条の二第一項の分割による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の二によるものとし、分割により浴場業の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写しを添えて、届け出なければならない。

（変更の届出）

第五条 施行規則第四条の規定による変更の届出は、第四号様式によるものとし、営業施設の構造設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の仕様書及び平図面を添えて届け出なければならない。

(停止の届出)

第五条の二 施行規則第四条の規定による停止の届出は、第五号様式によるものとする。

(廃止の届出)

第五条の三 施行規則第四条の規定による廃止の届出は、第六号様式によるものとし、許可証（第一号様式の二）を添えて、届け出なければならない。

(水質基準)

第六条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- 一 濁度は、五度を超えないこと。
- 二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は、一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと又は、過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラムを超えないこと。
- 三 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿(かん)菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。
- 四 レジオネラ属菌は、検出されないこと。

2 浴槽の湯として温泉、薬湯等を使用する場合であって、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を適用しないことができる。

(衛生等の基準)

第七条 衛生等の基準は、条例で定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 入浴者の見やすい場所に入浴者が公衆衛生上遵守しなければならない事項及び入浴料金を掲示すること。
- 二 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なくし及びタオルを貸与する場合は、この限りでない。
- 三 ねずみ及び衛生害虫については、定期的に点検を行うこと。
- 四 飲料水は、水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第四条に規定する基準に適合していること。
- 五 入浴者のはきものを安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。
- 六 脱衣室には、入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。
- 七 脱衣室及び浴室には、くず入れ及び使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えること。
- 八 脱衣室に洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、脱衣室の機能に支障を来さない

場所に設けること。

九 洗い場には、入浴者数に応じた湯おけ及び腰掛け台を備えること。

十 入浴者が利用する娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合は、脱衣室及び浴室と明確に区分すること。

十一 営業時間中は、常に点検を行ない入浴者の安全を確保すること。

(各個室への出入口の基準)

第八条 条例第四条第一項第四号カの規則で定める各個室への出入口の基準は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上で、開放したものとし、出入口から内部の見通しを妨げない構造のものとする。

附 則

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている申請書又は届出書は、この規則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則 (平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十三日三重県規則第八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日三重県規則第九号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日三重県規則第三十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年十二月十五日三重県規則第八十六号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和四年三月二十八日三重県規則第十五号)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている申請書又は届出書は、この規則の規定に基づいて提出

された申請書又は届出書とみなす。

- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者
住 所 〒
フリガナ
氏名又は名称及
び代表者氏名
TEL

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 営業施設の構造設備（別表）
- 4 営業開始予定年月日

備考

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 - (2) 公衆浴場の構造設備の仕様書及び平面図
 - (3) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあっては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
 - (4) 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径280メートルの地域内の見取図
 - (5) 水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査成績書の写し
- 2 申請者が個人の場合は、生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表

営業施設の構造設備

敷地面積	㎡	建築面積	㎡	建築様式(構造)		
換気及び採光又は照明の状況						
構造設備の状況	浴槽の湯及び上がり湯の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他				
	飲料水の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他				
	男女の区別					
	脱衣室の床面積	男				㎡
		女				㎡
	洗い場の床面積	男				㎡
		女				㎡
	浴槽の有効面積	男				㎡
		女				㎡
	飲料水を供給する設備	男				
		女				
	浴室の床面の傾斜及び材料	/100				
	浴室の床面、内壁及び浴槽の耐水性					
	給湯栓及び給水栓	男				
女						
浴槽の側壁の高さ						
便所	男		流水式手洗設備			
	女					
サウナ室又はサウナ設備	男女の区別					
	床面、内壁及び天井の耐熱性					
	床面の傾斜	/100				
	蒸気又は熱気に対する安全措置					
	給気口及び排気口					
	温度調節設備					
	室内を容易に見通すことができる窓					
	温度計、非常用ブザー等					

許可番号

公衆浴場営業許可証

氏名

（法人にあつてはその名称）

年 月 日付けで申請のあつた公衆浴場営業については、公衆浴場
法第2条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

三重県 保健所長

印

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 条 件

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏 名

年 月 日生

TEL

被相続人との続柄

公衆浴場の営業者の地位を相続により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者
事務所所在地 〒
フリガナ
名 称
代表者氏名
T E L

公衆浴場の営業者の地位を合併により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

備考 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄付行為の写しを添付すること。

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者
事務所所在地 〒
フリガナ
名 称
代表者氏名
T E L

公衆浴場の営業者の地位を分割により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の年月日

備考 分割により公衆浴場の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

公衆浴場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及

び代表者氏名

T E L

次のとおり変更しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 変更事項

変更前	
変更後	

4 変更の年月日

備考 営業施設の構造設備を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の仕様書及び平図面を添付すること。

公衆浴場営業停止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及

び代表者氏名

T E L

公衆浴場営業の全部（一部）を停止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 停止の理由
- 4 停止期間

公衆浴場営業廃止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者
住 所 〒
フリガナ
氏名又は名称及
び代表者氏名
T E L

公衆浴場営業を廃止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日

備考 許可証を添付すること。